

衆議院 經濟産業委員會 會議録 第十一号

令和三年五月七日(金曜日)

午後一時開議

出席委員

委員長 富田 茂之君

理事 鬼木 誠君

理事 関 芳弘君

理事 山際大志郎君

理事 山岡 達丸君

理事 畦元 将吾君

理事 石川 昭政君

理事 神山 佐市君

理事 工藤 彰三君

理事 佐々木 紀君

理事 武部 新君

理事 富樫 博之君

理事 福田 達夫君

理事 穂坂 泰君

理事 三原 朝彦君

理事 八木 哲也君

理事 落合 貴之君

理事 松平 浩一君

理事 山川百合子君

理事 高木美智代君

理事 美延 映夫君

理事 石崎 徹君

佐藤ゆかり君

武藤 容治君

斉木 武志君

中野 洋昌君

穴見 陽一君

上野 宏史君

神田 裕君

小林 鷹之君

鈴木 淳司君

辻 清人君

西村 明宏君

福山 守君

星野 剛士君

宗清 皇一君

逢坂 誠二君

菅 直人君

宮川 伸君

山崎 誠君

笠井 亮君

浅野 哲君

梶山 弘志君

宗清 皇一君

更田 豊志君

野原 諭君

江島 一彦君

政府参考人 (經濟産業省大臣官房審議官) 中原 裕彦君

政府参考人 (經濟産業省大臣官房審議官) 矢作 友良君

政府参考人 (經濟産業省大臣官房審議官) 三浦 章豪君

政府参考人 (經濟産業省大臣官房審議官) 新原 浩明君

政府参考人 (經濟産業省製造産業局長) 藤木 俊光君

政府参考人 (資源エネルギー庁省エネルギー部) 茂木 正君

政府参考人 (中小企業庁次長) 奈須野 太君

政府参考人 (中小企業庁事業環境部長) 飯田 健太君

政府参考人 (經濟産業委員会専門員) 宮岡 宏信君

委員の異動

五月七日

補欠選任

富樫 博之君 福山 守君

山崎 誠君 山川百合子君

同日

補欠選任

福山 守君 富樫 博之君

山川百合子君 山崎 誠君

同日

補欠選任

富樫 博之君 福山 守君

山崎 誠君 山川百合子君

同日

補欠選任

福山 守君 富樫 博之君

山川百合子君 山崎 誠君

同日

補欠選任

富樫 博之君 福山 守君

山川百合子君 山崎 誠君

同日

補欠選任

富樫 博之君 福山 守君

山川百合子君 山崎 誠君

案(内閣提出第二三三号)

○富田委員長

これより會議を開きます。

内閣提出、産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律案を議題といたします。

この際、お諮りいたします。

本案審査のため、本日、政府参考人として内閣官房成長戦略会議事務局次長野原諭君、財務省大臣官房審議官江島一彦君、經濟産業省大臣官房審議官矢作友良君、經濟産業省大臣官房審議官三浦章豪君、經濟産業省經濟産業政策局長新原浩明君、經濟産業省製造産業局長藤木俊光君、資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部長茂木正君、中小企業庁次長奈須野太君及び中小企業庁事業環境部長飯田健太君の出席を求め、説明を聴取いたしました。

いと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○富田委員長

御異議なしと認めます。よって、

このように決しました。

○富田委員長

これより質疑に入ります。

質疑の申出がありますので、順次これを許します。工藤彰三君。

○工藤委員

自由民主党の工藤彰三です。

經濟産業委員会に所属させていただきました初めての質問でございます。委員長、理事、皆様各位に対して、本日にこの発言の場をいただきましたことを深く感謝申し上げます。

順次質問させていただきます。

菅内閣総理大臣は、昨年、就任後、令和二年十月二十六日の衆議院本会議場での所信表明演説の中で、グリーン社会の実現に最大限注力してまいりますと発言されました。この発言に、正直、総

理、今のお言葉は本当なんですかと私は戸惑いました。

なぜなら、私が当選したのが平成二十四年でありましたが、初当選後にある先輩議員がやってまいりまして、工藤、これからは再生可能エネルギーや脱炭素化の時代がやってくるぞ、その一つが水素エネルギーだから、研究会をつくるから参加してほしいと言われ、入会しました。会を開くことに、参加者は三人から四人、説明者や官僚の皆さんの方が人数はるかに多く、当初は、水素社会実現、この議連は大丈夫なのか、もつのであるうかといいながら、ほど遠いなと思っておりますが、それが、この発言、その前からですが、変わってきました。

この水素というのは、長年、私が生まれる前から研究をされておりました、学者の皆さん、研究者の皆さん、そして役人、産業界の皆さんが取り組んできた永遠の課題と言われる再生可能エネルギーの一つであります。そのことが、転機が起り始めて、国内では様々な県や都市で水素の実証実験が行われたり、震災復興の福島では、皆さん御存じの、太陽光発電システム由来の水素を利活用しました東京オリパラ大会の実施、要は、福島ででき上がった太陽光からの水素、それを持ってきて、選手村やトラック、そして東京都のバスそのものに利活用しようという試みであります。是非とも、これは東京オリパラ、今コロナで大変な時期であります、成就していただきたいと願っております。

コロナ禍中のヨーロッパにおいては、EU、イギリス以外で、水素利活用から経済を再生するということを打ち出していました。水素発電にかじを切るという大胆なエネルギー政策の転換を公表。本日にこれはびっくりしたんですが、この金額は本当なのかと思つたのが、桁違いな予算

含む生産プロセスの改善やバックオフィス業務のデジタル化などの取組を支援するとともに、中小企業デジタル化応援隊事業によるIT専門家への補助を通じて、昨年九月以降、延べ一万二千者を超える事業者のデジタル化を支援しております。

また、中小企業の新分野展開や業態転換などを支援すべく、令和二年度第三次補正において約一・一兆円を措置した事業再構築補助金では、低炭素技術やデジタル技術を活用して日本の経済成長を牽引し得る案件は審査において高く評価するというところで、その旨公募要領に明記しております。

これらの補助金を活用して、生産性向上や事業再構築に取り組み中小企業による低炭素技術やデジタル技術の活用を更に促してまいりたいと考えております。

○美延委員 よろしくお願ひいたします。

グリーンとデジタルの投資促進税制の税額控除の上限がそれぞれ一〇%と五%とされてはいますが、それぞれこれは重要な政策目的であることは変わりありません。なぜこのような差が設けられているのでしょうか。さらに、こうした案件及び支援措置の下、本認定制度はどの程度の利用件数を見込んでおり、その結果として、脱炭素化、デジタル化の実現にどのような効果が期待されているのか。併せて教えていただけますでしょうか。

○新原政府参考人 お答え申し上げます。

カーボンニュートラルの税制については、御指摘のとおり、最大で税額控除一〇%、デジタルトランスフォーメーションの税制については、最大で税額控除五%の措置を講じるという差を設けております。

この差でございますけれども、DXの方については、会社全体でのデジタルトランスフォーメーションの実行を通じた事業変革によって、ある程度短期的に利益の向上に資する可能性が高いというふうに考えております。他方で、カーボンニュートラルの方については、中長期的には脱炭素化と利益の向上を両立させる投資ではあります

が、必ずしもすぐに短期的な利益の向上に直結しないものを前倒しして促進する必要があるというふうに考えておまして、したがって、こちらについてはより高い一〇%という水準の税額控除とさせていただきます。

二つ目の御指摘の、利用件数の見込みでございますが、最終的には実際に民間企業においてこの投資が実行されるかどうかというのは様々な要因で決まってくるものでありまして、現在、コロナによって事業面への影響の見通しも不透明である中でございますので、具体的な数値を目標として設定はしておりません、事務的にはいろいろな議論はいたしておりますけれども。

より多くの事業者において、本法案に盛り込んだ制度も活用して、グリーン社会への転換、デジタル化への対応が進むよう強く期待をしております。この利用を促進すべく、説明会の開催、制度の周知徹底あるいは電子申請など、計画認定実務のスピーディーな執行に努力をまいりたいと考えております。

○美延委員 今、利用件数については具体的な数値を設定されていないとのことでしたんですけれども、やはり目標という数値は私はやはり設定すべきだと思いますので、これは、大臣、また考えていただきたい、是非、省庁で考えていただきたいと思っております。

次に、中小企業の政策の基本的な考え方についてお伺いしたいんですけれども、新型コロナウイルス感染症の感染拡大が収束されない中、今後、コロナの影響を受けた企業倒産が増加することが懸念されております。

先日、私、この委員会でも質疑させていただきましたが、帝国データバンクの調査によれば、新型コロナウイルス関連倒産は、感染第三波や緊急事態宣言再発出の影響により、昨年十二月以降急増しております。また、東京商工リサーチの調査でも、事業環境の回復見通しに不透明感が漂う中、コロナ関連破綻は、息切れや諦め型のほか、休業していた企業の債務整理などが進み、引き続

き増加の勢いを強める可能性が高いとされていきます。

全国の中小企業にとつて、まずこのコロナ禍をいかに乗り切るかが喫緊の課題と考えられていますが、本改正案の内容を見ると、全体として、大企業や中堅企業、そして中堅企業に成長しようとする企業を対象とした施策が多く、小さいながらも生産性の高い企業や地域に貢献する企業が置き去りにされてしまうのではないかと懸念が払拭できません。

我が国企業の八四・九%は、いわゆる製造業等では従業員二十人以下、商業、サービス業では従業員五人以下の小規模企業が占めております。とりわけ、今般のコロナ禍の影響によって、経営基盤の脆弱な小規模企業への支援の必要性が高まっているところ、中小企業政策の基本的な考え方について、梶山大臣の見解を教えてくださいませんか。

○梶山国務大臣 地域の経済や雇用を支える中小企業、小規模事業者は、新型コロナウイルス感染症拡大の長期化により大変大きな影響を受けていると拝察をいたします。厳しい経営状況にあるこうした事業者を支援することは大変重要であると認識しておりますので、これまで、持続化給付金や実質無利子無担保融資を措置するなど、前例にとらわれないことなく手厚い支援策を講じてまいりました。

また、小規模事業者の販路拡大を支援する持続化補助金や、中小・小規模事業者の設備投資を支援するものづくり補助金を含む中小企業生産性革命推進事業により、コロナ禍を乗り越えようとする中小企業、小規模事業者の向うきな投資を支援してきています。これらについて、具体的には、令和元年度補正から令和二年度の三次にわたる補正予算で支援をしております。

このほかにも、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けた事業者に対する一時支援金や月次支援金の支給、事業再構築補助金による支援など、

様々な支援により、切れ目のない対策を講じてきているところであります。

小規模事業者も、それぞれの地域やそれぞれの業種によってまた役割を果たしており、そういったことが雇用につながっているということもありますので、最大限の支援をまいりたいと考えております。

○美延委員 この後、政策資源の配分についてお伺いしたかったんですけれども、今、質疑時間が終了と来ましたので、次回に繰越しさせていただきます。

ありがとうございました。

○富田委員長 次に、浅野哲君。

○浅野委員 国民民主党の浅野哲でございます。本日もよろしくお願ひいたします。

本日は、産業競争力強化法の改正案に対する質疑、特に、本日、二つのテーマ、いわゆるカーボンニュートラル投資促進税制とDX投資促進税制、この二つに絞って質疑をさせていただきます。と思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

まず、この二つの制度の中身の議論に入る前に、これまで運用されてきた制度についての総括をさせていただきます。

まず、今回、カーボンニュートラル社会の実現に向けて投資促進税制を創設することにされておりますが、これまで、省エネ法の中で連携省エネルギー計画認定制度というのが運用されてまいりました。これは簡単にどういう制度かをおさらいしますと、今日の配付資料の一枚目、表面を御覧いただきたいんですが、ちょうど二〇一八年の経済産業委員会で改正をした内容になりますが、省エネに取り組み事業者、それまでは単独事業者で省エネに取り組んで認定、評価を受けるものだったものが、三年前の改正の際に、複数事業者と一緒に省エネに取り組んでも適正に評価されるような制度内容に変更がされました。

これは、私、当時、非常にいい制度だということで評価をしていたんですけれども、今回これが廃止になり、そして、次、カーボンニュートラル

を目指していく新たな制度に移っていくわけですが、この連携省エネルギー認定制度の実績と、そしてそれに対する政府の評価をまずは伺いたいと思います。よろしくお願ひします。

○梶山国務大臣 省エネ法では、一定規模以上のエネルギーを使用する事業者に対してエネルギー消費効率の改善状況等の定期報告を求めますが、省エネ法に基づく定期報告において、連携による省エネ量を事業者間で分配して報告することを可能としております。

また、認定計画に基づく省エネ投資については、補助金による支援、省エネ税制による支援のいずれかの支援を活用できることとしてきました。令和三年三月三十一日時点で六件の連携省エネルギー計画を認定していますが、この六件については、いずれも補助金による支援が活用されております。

この結果、省エネ税制自体の活用はゼロ件でありましたけれども、連携省エネルギー計画の認定を通じて約五百億円もの大規模な省エネ投資がなされており、事業者間連携による省エネ投資を促す枠組みとして一定の効果があったものと考えております。

引き続き、省エネ補助金等と組み合わせながら、実績の積み上げに向けて取り組んでまいりたいと考えております。

○浅野委員 ありがとうございます。この連携省エネルギー計画認定制度の実績は六件、計五百億円の投資ということで、この規模が多い少ないというのは今日は議論いたしません。若干やはり、一桁というところからすると、何らかの課題があったのではないかと、そういうふうな印象を受けましたので、是非これは別の機会

にも議論を深めさせていただきたいというふうに思います。

この連携省エネルギーの認定制度の実績を踏まえた上で、今回、カーボンニュートラル投資促進税制の話に移っていききたいと思うんですが、資料二を御覧ください。

委員の皆様はもう既に内容は御承知かと思いますが、今回、この投資促進税制、二つの類型を持つておりまして、一つは、脱炭素効果を持つ製品を造る製造ラインを造る場合。もう一つは、それ以外に生産工程全体の脱炭素化に貢献をする設備を導入する場合。後者の場合は、例えばなんですが、ソーラーパネルを設置して再生可能エネルギーを事業所でより多く活用するようにしたりとか、蓄電池を導入してうまくその再生エネを使うとか、こういったことで二酸化炭素、温室効果ガスの排出量を削減していく、こういう効果が望めるわけです。

二問目にお伺いしたいのは、我々委員に配付されている資料を見ますと、私が今申し上げたような、事業所にパネルをつけたり蓄電池を取めたりというようなイメージで、これはやはり事業者単独で利用するような制度かのように理解をしていますが、がちなんです。これも、やはり、連携省エネ認定制度と同じように、複数の事業者でこの制度を共同で活用できるようにした方がより効果が高まるのではないかと、思うんですが、制度上、複数の事業者間で一緒にこの制度を活用することは可能なかどうか、御答弁をいただきたいと思います。

○矢作政府参考人 お答えいたします。このカーボンニュートラル投資促進税制でございますけれども、これを利用するに当たりまして、事前に認定を受ける事業適応計画、これにつきましては、連携省エネルギー計画と同様に、複数事業者による共同申請も可能な仕組みとなっております。

例えば、複数の事業者が連携して共同利用していくような設備の導入などを想定しております。

て、この場合、炭素生産性などの省エネ要件を満たせば本税制の対象となる、そういうものでございます。

○浅野委員 もう一つ関連して確認をさせていただきたいんですが、仮にこれは、サブライチエーション上で一緒に製造行為を行っている下請企業と発注側のある程度規模の大きな企業が共同でそういった取組をするといった場合にも、認定の対象になるといって理解でよろしいでしょうか。

○矢作政府参考人 お答えいたします。要件につきましては今申し上げたとおりでございますけれども、今先生から御指摘のあったような場合、これも基本的に、連携省エネルギーと同様に、連携した申請としてこの新しいカーボンニュートラル投資促進税制の対象となるといふふうに考えてございます。

○浅野委員 ありがとうございます。今日の配付資料二の真ん中の右側に赤枠で囲ってありますように、ちよつと今、事前に、複数事業者間で共同申請できるという点は事務方の皆さんにも確認させていただいて、ただ、これは、政府が作成したこういう絵を用いた説明資料の中では、複数事業者でも一緒に申請ができませんというのをごにも書いてないんです。

ただ、条文を読むと、第二十一条の十五の第二項に複数事業者での申請も可能だというのが一文書いてあるだけで、これでは恐らく誰も気づけないだろうというふうに思いますので、今後、これは、運用段階に入った際には、できればそういったところは是非分かりますように、いただきたいと思います。

なぜかという点、こういった認定制度は往々にしてそうなんです。規模の小さな事業者、中小企業の方々がおうとした場合に、やはり申請の手間であったり、あるいはその下準備のいろいろな計算とか情報収集の負担が高くて、なかなか利用に行き着かない場合が多いです。ですから、取引のある大きな企業の力をかりながら一緒に申請をすることで両者が恩恵を受けられる、こう

いったことは十分にあり得る話ですので、是非その辺りは御配慮いただきたいと思います。いかがでしょうか。

○矢作政府参考人 お答えいたします。

先生から御指摘がございましたように、この法案の第二十一条の十五の第二項で、「二以上の事業者が事業適応を共同して行おうとする場合にあっては、当該二以上の事業者は共同して事業適応計画を作成し、前項の認定を受けることができる。」このように明記されてございます。

ただ、御指摘ございましたように、事業者に分かりやすく周知していくといったことにつきましては、しっかりと対応していきたいと思っております。

○浅野委員 よろしくお願ひします。

そして、今回、この税制、先ほどもほかの委員の方も話題に上げておりましたが、この税額控除の水準について少し質問させていただきます。その前に、海外の事例をちよつと御紹介させていただきます。これは、アメリカにおける投資税額控除制度の概要をまとめたものになります。太陽光ですとか、あるいは風力発電、地熱発電、ヒートポンプ類、こういったものに設備投資をした場合に、こちらの表にありますように、最大三〇%の税額控除を受けることができるような制度が米国にはございます。

これを活用して、アメリカでは、現在、非常に大規模な太陽光発電と蓄電池を組み合わせたエネルギー貯蔵プロジェクトというのが動いておりまして、まさに三ギガワット級とか、そういうとても大規模な再生エネルギー発電所兼エネルギー貯蔵施設を今カリフォルニアに建設中でありまして、これを建設する際に活用された政府支援策は、税額控除三〇%というこの制度のみを使ったようなんですが、やはり海外に目を向けますと、こういうエネルギー転換のために政府もかなり大胆な支援策を打っております。

是非日本においても、今回、税額控除最大一〇%というものなのですが、それでも、財務省の方に聞くと、特例中の特例だという答えが返ってくるんですが、やはりそれでも世界には見劣りしてしまふような今印象を受けておられます。ここは、是非、今後、更に大胆な支援を打っていくべきではないか、そんなふうにお考えですが、政府の御見解を伺いたいと思います。

○新原政府参考人 まず、財務省の方が言われたようですが、最大一〇%の税額控除率なんです。我が国の税制の中では、特定の地域とか、復興支援とか、インフラ整備とか、そういうものを除きますと、個々の私企業が行う設備投資の税制としては前例のないものになっております。我が国の税制ではそうなっております。正直、企業投資判断における効果や意義は大きいというふうにお考えしております。

それからもう一つ、今、再生可能エネルギーの関係の設備を挙げられましたけれども、この税制は、御案内のとおり、それだけに限られたものではなくて、脱炭素化に資する設備投資を広く対象としていくというところは是非御評価をいただければというふうにお考えしております。

その上で、再生可能エネルギーについては、この税制のほかに、御案内のFIT制度、あるいは予算措置なんかもございますので、そういうところで総合的に政策パッケージを組んで振興していきたいというふうにお考えしております。

○浅野委員 対象が非常に広いからということも御答弁にありました。大臣の、この法案趣旨説明の際にも、本日も触れられておりましたが、これまでの延長線上ではない、既定の枠を超えたような産業界の大きな転換を生み出すためには、やはり、これまでの延長線上ではない支援策の在り方というのは是非御検討を継続していただきたい、そういうふうにお考えしております。

先ほどはアメリカの例を挙げましたが、ドバイでは更に大規模で、二〇三〇年までに五ギガワットのソーラー発電、蓄電池併設型のエネルギー

貯蔵設備、そして、二〇五〇年までには七五%を再生可能エネルギーで運用するというような、かなり壮大な目標を掲げて、今まさに五ギガワットクラスの発電設備を建設しておりますし、やはり、こういった世界のダイナミズムというものは日本も学ぶべきではないか、そのように思いますので、是非、今後とも議論をさせていただきたいと思っております。

次のテーマですが、次はDX投資促進税制の方に移っていきたく思いますが、こちらの税制についても、これまでは、いわゆるIoT税制と呼ばれていたデータ活用のための投資促進税制というのがございました。これは事前に確認したところ、令和二年の三月に廃止をされておりますが、廃止時点での認定件数は二百十件ということでありました。これもやはり私としては、これだけDX、DXと言われていて二百十件かという印象を受けているんですが、この実績に対する評価、そして、これからDX投資促進税制を使って更にDXを推進していくという中で、どのようにこれを進めていくつもりなのか、見解を伺いたいと思っております。

○梶山国務大臣 委員御指摘のIoT税制、製造現場におけるデータ連携、利活用などを促して生産性を向上させることを目的として、平成三十年に措置した制度であります。制度開始から終了までの二年間で、延べ二百十件の投資計画が認定をされました。

IoT税制の認定件数については様々な評価があるかもしれませんが、認定計画に含まれる投資額の合計は約六百二十九億円に達しており、企業のデジタル投資を後押しする効果があったとは考えております。

また、IoT税制では、サプライチェーン上の社外データを活用した取組や他の法人と連携した取組に係る投資計画の認定が行われました。例えば、工具や備品の市場において、ユーザーの購入予定情報やサプライヤーの在庫情報など、双方が有するデータを連携させて市場全体の効率化等を

実現する計画、自社で行う設備の日常点検記録と請負業者が行う精密点検記録をデータ連携させることで予防保全の精度を向上させる計画などが認定をされました。

このように取組が広がることで、申請企業のみならず、サプライチェーンや業界全体にもデータ連携、利活用が広がっていく効果があつたものと認識をしております。

また、こうした取組のほかに、産業の現場に蓄積されているデータの利活用を促進するため、デジタルを前提として新しい社会システムの見取図を描くデジタルアーキテクチャーの整備などの取組を進めているところであります。今般の法改正で措置するDX投資促進税制の活用を含め、様々な政策を動員して、データ利活用を促進してまいりたいと思っております。

○浅野委員 それを伺った上で、DX投資促進税制について質問させていただきたいんですが、データの連携や利活用環境を多くの企業に持たせていただく、これは非常に大事なテーマだと思っております。そこは今回、DX投資促進税制の中にも盛り込まれている理念になりますが、さらに今回は、加えて、クラウド技術を活用することというのがこの要件に含まれているんですね。

クラウド技術を活用するという要件は、慣れている方からしたらそんなに難しくもないのかもしれませんが、これから情報デジタル化だとか初めてDXに取り組みむという企業からしたら、まずはデータの利活用や連携だけでも大変なのに、更にクラウドまで使わなきゃいけないのかと、むしろ門を狭めているような印象にも映るわけですが、なぜこのクラウド技術の活用というのが要件に含まれたのか、その経緯や必要性について教えてくださいたいと思います。

○新原政府参考人 御指摘のとおり、クラウド技術というのを要件にしております。これは、インターネットを介してオープンにデータの処理、保管を行うことができる技術をクラウド技術として位置づけて、その活用を税制の適用の一つの要件

といたしました。その理由でございますが、これもいろいろな議論があると思うんですが、日本の場合、これまで、社内でITシステムを導入する場合でも、部門ごとに割れている、課とか事業部とかですね、それがつながっていないということが、今回のコロナ禍でもそうですが、きちつと連携ができていないというところが非常に問題になってまいります。ということで、部門ごとの縦割り、あるいは自前主義ということを何とか打破したいということ、そういう自前主義、縦割りがレガシーの要因ともなってきたものですから、この税制については、特段に支援する対象として、オープンなものということで、このクラウド技術ということ

を要件にさせていただきました。

これを入れること、設計が促されることによつて、社内外とのデータ連携、共有が容易になって、また、全社的な経営の視点での改革が進んで、将来における我が国社会全体でのデータ利活用が後押しされるものというふうな期待をしているところでございます。

○浅野委員 時間が参りましたので、続きはまた次回以降にさせていただきますと思いますが、やはりこれは、大企業とか技術を知っている方だけではなく、中小企業、これからDXやカーボンニュートラルに取り組み始める方の背中を押す制度でなければいけないと思います。そういう意味では、門をできるだけ広くしていただきたいと思っております。今後とも是非議論させていただきます。

本日は終わります。ありがとうございました。

○富田委員長 次回は、来る十二日水曜日午前八時五十分理事会、午前九時委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後五時三分散会